



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年11月19日金曜日 第1611号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....1153
 指定医療機関の廃止.....1153
 新たな土地改良事業の施行の認可.....1153
 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（4件）.....1154
 林業用種苗生産事業者の登録の抹消.....1154
 林業用種苗生産事業者の登録の失効.....1154
 公有水面埋立工事のしゅん功認可（4件）.....1155
 道路の区域変更（県道内子双海線）.....1158
 道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....1158
 道路の供用開始（ ” ）.....1158
 道路の区域変更（県道無月宇和島線）.....1159
 道路の供用開始（県道宇和三間線）.....1159
 過疎地域自立促進特別措置法による工事の完了.....1159
 過疎地域活性化特別措置法による工事の完了.....1159
 都市計画の変更（一部変更）案の縦覧.....1159

公 告

愛媛県保育士試験の合格者.....1160

告 示

○愛媛県告示第2293号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成16年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	指 定 年 月 日
2664	織田英昭	おだクリニック	西予市宇和町卯之町五丁目313-6	平成16年8月1日
2665	久万高原町長	国民健康保険久万高原町立病院	上浮穴郡久万高原町久万65	平成16年9月1日
2666	清岡博士	清岡眼科	宇和島市御幸町二丁目5-5	平成16年10月1日
2667	國分健司	こくぶ内科クリニック	八幡浜市大字松柏乙999	平成16年10月1日
2668	後藤悟志	ごとう小児科	大洲市東大洲74-2	平成16年10月1日
2669	武村公太	武村歯科医院	四国中央市中之庄町770-7	平成16年10月1日
2670	愛南町長	国保一本松病院	南宇和郡愛南町一本松5056-2	平成16年10月1日
2671	愛南町長	内海診療所魚神山出張所	南宇和郡愛南町魚神山569	平成16年10月1日
2672	愛南町長	内海診療所家串出張所	南宇和郡愛南町家串1155	平成16年10月1日
2673	愛南町長	愛南町国民健康保険内海診療所	南宇和郡愛南町柏382	平成16年10月1日
2674	中川秀和	いしづちやまクリニック	西条市周布921	平成16年11月1日

10622	有限会社 尾上調剤	くれよん薬局	大洲市東大洲74-3	平成16年10月1日
10623	有限会社 ヒアサ薬局	わかば調剤薬局	西条市周布922-2	平成16年11月1日
10624	有限会社 あさひ堂薬局	あさひ堂薬局	喜多郡内子町内子2230	平成16年11月1日

○愛媛県告示第2294号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成16年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	廃 止 年 月 日
166	久万町長	国民健康保険久万町立病院	上浮穴郡久万町大字久万町65	平成16年7月31日
703	生田三郎	生田医院	新居浜市中西町15-15	平成16年7月31日
1360	村上良祥	村上外科胃腸科	今治市常磐町四丁目5-5	平成16年7月31日
10320	南予調剤株式会社	エビス薬局	宇和島市恵美須町二丁目7-1	平成16年8月1日
10447	有限会社 アルファス	エヒメ調剤薬局 高下店	今治市北高下町二丁目1-3	平成16年9月1日
366	森岡雄	森岡医院	新居浜市多喜浜53	平成16年9月10日
1712	白石哲朗	白石皮膚・泌尿器科	新居浜市西の土居町二丁目5-24	平成16年9月16日
528	一本松町長	国保一本松病院	南宇和郡一本松町増田5056-2	平成16年9月30日
656	内海村長	内海村国民健康保険内海診療所	南宇和郡内海村柏382	平成16年9月30日
692	内海村長	内海村国保内海診療所家串出張所	南宇和郡内海村家串1155	平成16年9月30日
1135	西条小松町共立大保木診療所協議会	西条市立大保木診療所	西条市中興2-20-7	平成16年10月31日
1399	丹原町長	中川診療所	周桑郡丹原町大字来見甲549	平成16年10月31日

○愛媛県告示第2295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、八幡浜市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・八幡浜向灘地区）の施行を平成16年10月29日認可した。

平成16年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2296号

東予市庄内土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・昭和池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・昭和池地区）計画書の写し
 - (2) 東予市庄内土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成16年11月19日から12月17日まで
- 3 縦覧場所

西条市役所

○愛媛県告示第2297号

四国中央市三島中央土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・野々首地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・野々首地区）計画書の写し
 - (2) 四国中央市三島中央土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成16年11月22日から12月20日まで
- 3 縦覧場所

四国中央市役所

○愛媛県告示第2300号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づく次の生産事業者の登録を抹消した。

平成16年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
58	宇高 新 市	川之江市金田町三角寺234-2		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		川之江市金田町三角寺
69	亀 井 茂	宇摩郡新宮村大字馬立乙685		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		宇摩郡新宮村大字馬立
267	藤 田 辻 松	宇摩郡土居町大字上野1749		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		宇摩郡土居町大字上野

○愛媛県告示第2301号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録は、失効した。

平成16年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録 番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住 所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
2	宇摩森林組合	伊予三島市具定町486		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		伊予三島市具定町
57	宇 高 コトエ	川之江市金田町三角寺 甲149 - 1		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		川之江市金田町三角 寺
61	渡 辺 久 光	川之江市金田町三角寺 55		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		川之江市金田町三角 寺
63	宇 高 清	川之江市金田町金川12 70		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		川之江市金田町金川
66	宇 高 重 子	川之江市金田町三角寺 甲244		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		川之江市金田町三角 寺
67	渡 辺 サトル	川之江市金田町三角寺 甲40 - 1		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		川之江市金田町三角 寺
68	宇 高 信 善	川之江市金田町三角寺 234 - 2		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		川之江市金田町三角 寺
70	浅 野 貞 重	川之江市金生町山田井 1281 - 4		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		宇摩郡新宮村大字馬 立
71	鈴 木 国 広	宇摩郡土居町大字上野 1714		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		宇摩郡土居町大字上 野
72	森 下 安 雄	伊予三島市富郷町寒川 山238 - 2		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		伊予三島市富郷町寒 川山
206	森 秀 雄	宇摩郡土居町大字上野 867 - 2		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木育成		宇摩郡土居町大字上 野

○愛媛県告示第2302号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸 守行

松山市北持田町122番地

- 2 埋立区域

- (1) 位置

温泉郡中島町大字粟井甲1235番1地先から同甲226番1地先までの公有水面

- (2) 区域

次の1点から15点までを順次直線で結んだ線並びに15点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.47メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（温泉郡中島町大字粟井、粟井漁港北防波堤先端部）は、北緯33度59分42秒、東経132度38分27秒の地点

1点は、基点から真北217度35分14秒101.47メートルの地点

2点は、1点から真北163度09分02秒17.48メートルの地点

3点は、2点から真北164度03分01秒20.42メートルの地点

4点は、3点から真北161度04分28秒19.57メートルの地点

5点は、4点から真北160度07分57秒20.02メートルの地点

6点は、5点から真北159度37分46秒19.95メートルの地点

7点は、6点から真北157度33分08秒20.39メートルの地点

8点は、7点から真北156度30分17秒1.44メートルの地点

9点は、8点から真北157度53分55秒17.90メートルの地点

10点は、9点から真北161度10分27秒9.22メートルの地点

11点は、10点から真北157度28分32秒45.84メートルの地点

12点は、11点から真北158度24分59秒1.80メートルの地点

13点は、12点から真北158度11分42秒2.99メートルの地点

14点は、13点から真北155度09分30秒20.05メートルの地点

15点は、14点から真北154度47分33秒20.02メートルの地点

(3) 面積

701.63平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和52年3月7日 愛媛県指令51河第682号

4 しゅん功認可年月日

平成16年11月19日

○愛媛県告示第2303号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域

(1) 位置

温泉郡中島町大字上怒和乙589番11地先から同乙589番6地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から11点までを順次直線で結んだ線並びに1点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+1.55メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(国土地理院「カラス岳」四等三角点、温泉郡中島町大字上怒和字カラス岳乙593-1)は、北緯33度58分46.7310秒、東経132度33分16.9722秒の地点

1点は、基点から真北92度43分23秒90.86メートルの地点

2点は、1点から真北103度12分53秒4.58メートルの地点

3点は、2点から真北103度14分37秒1.10メートルの地点

4点は、3点から真北183度25分26秒10.95メートルの地点

5点は、4点から真北177度27分50秒6.77メートルの地点

6点は、5点から真北170度41分11秒10.45メートルの地点

7点は、6点から真北161度03分58秒7.11メートルの地点

8点は、7点から真北162度33分57秒9.75メートルの地点

9点は、8点から真北166度57分40秒8.55メートルの地点

10点は、9点から真北178度46分56秒7.29メートルの

地点

11点は、10点から真北185度03分23秒1.20メートルの地点

(3) 面積

224.58平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和62年1月9日 愛媛県指令61河第971号

4 しゅん功認可年月日

平成16年11月19日

○愛媛県告示第2304号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年11月19日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域

(1) 位置

温泉郡中島町大字粟井丁24番1地先から同甲12番1地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から20点までを順次直線で結んだ線並びに20点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+1.57メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(温泉郡中島町大字粟井、粟井漁港北防波堤先端部)は、北緯33度59分42秒、東経132度38分27秒の地点

1点は、基点から真北165度16分29秒529.00メートルの地点

2点は、1点から真北147度05分09秒9.56メートルの地点

3点は、2点から真北148度02分11秒0.57メートルの地点

4点は、3点から真北143度38分17秒9.63メートルの地点

5点は、4点から真北140度28分12秒5.83メートルの地点

6点は、5点から真北136度36分14秒6.08メートルの地点

7点は、6点から真北131度56分59秒6.93メートルの地点

8点は、7点から真北130度50分05秒5.98メートルの地点

9点は、8点から真北127度09分56秒6.04メートルの

地点

10点は、9点から真北 121 度26分07秒6 .64メートルの

地点

11点は、10点から真北 120 度13分58秒5 .20メートルの

地点

12点は、11点から真北 116 度30分49秒 18 .44メートル

の地点

13点は、12点から真北 120 度10分04秒0 .60メートルの

地点

14点は、13点から真北 122 度32分59秒5 .36メートルの

地点

15点は、14点から真北 128 度31分14秒6 .80メートルの

地点

16点は、15点から真北 137 度53分33秒6 .47メートルの

地点

17点は、16点から真北 145 度53分10秒4 .61メートルの

地点

18点は、17点から真北 151 度55分08秒4 .27メートルの

地点

19点は、18点から真北 156 度58分54秒5 .79メートルの

地点

20点は、19点から真北 163 度55分14秒7 .04メートルの

地点

(3) 面積

804 .13平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和62年1月13日 愛媛県指令61河第963号

4 しゅん功認可年月日

平成16年11月19日

○愛媛県告示第2305号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年11月19日

愛媛県知事 加戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸 守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域

(1) 位置

ア 第Ⅰ工区

温泉郡中島町大字神浦276番1地先から同3121番1

地先までの公有水面

イ 第Ⅱ工区

温泉郡中島町大字神浦3121番1地先から同605番1

地先までの公有水面

(2) 区域

ア 第Ⅰ工区

次の1点から13点までを順次直線で結んだ線並びに13点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+1.57メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（国土地理院「宮野」四等三角点、温泉郡中島町大字宮野字タケノ上1796番地）は、北緯33度57分21.0755秒、東経132度36分40.0359秒の地点

1点は、基点から真北211度28分29秒296.79メートルの地点

2点は、1点から真北185度50分00秒2.69メートルの地点

3点は、2点から真北99度42分31秒1.10メートルの地点

4点は、3点から真北187度22分03秒3.04メートルの地点

5点は、4点から真北274度22分12秒1.22メートルの地点

6点は、5点から真北185度09分34秒3.55メートルの地点

7点は、6点から真北181度54分05秒7.47メートルの地点

8点は、7点から真北172度53分46秒11.41メートルの地点

9点は、8点から真北162度50分21秒0.79メートルの地点

10点は、9点から真北165度14分51秒2.63メートルの地点

11点は、10点から真北166度35分09秒4.17メートルの地点

12点は、11点から真北169度53分20秒11.23メートルの地点

13点は、12点から真北176度01分22秒8.62メートルの地点

イ 第Ⅱ工区

次の14点から32点までを順次直線で結んだ線並びに32点と14点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P・+1.57メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（国土地理院「宮野」四等三角点、温泉郡中島町大字宮野字タケノ上1796番地）は、北緯33度57分21.0755秒、東経132度36分40.0359秒の地点

14点は、基点から真北205度24分15秒350.04メートルの地点

15点は、14点から真北188度10分57秒8.33メートルの地点

16点は、15点から真北193度11分14秒7.57メートルの地点

17点は、16点から真北201度16分49秒7.86メートルの地点

18点は、17点から真北204度09分14秒7.66メートルの地点

19点は、18点から真北 208 度14分39秒5 .49メートルの地点
 20点は、19点から真北 206 度13分40秒9 .72メートルの地点
 21点は、20点から真北 199 度11分12秒9 .49メートルの地点
 22点は、21点から真北 198 度47分09秒4 .69メートルの地点
 23点は、22点から真北 192 度53分34秒 14 .74 メートルの地点
 24点は、23点から真北85度10分25秒1 .21メートルの地点
 25点は、24点から真北 181 度18分47秒6 .45メートルの地点
 26点は、25点から真北 272 度41分38秒1 .34メートルの地点
 27点は、26点から真北 183 度17分49秒8 .12メートル

の地点
 28点は、27点から真北 184 度26分07秒5 .66メートルの地点
 29点は、28点から真北 194 度55分27秒 11 .11 メートルの地点
 30点は、29点から真北 207 度43分41秒 11 .39 メートルの地点
 31点は、30点から真北 215 度16分25秒2 .80メートルの地点
 32点は、31点から真北 224 度09分36秒8 .15メートルの地点

- (3) 面積
667 .29平方メートル
- 3 埋立ての免許の年月日及び番号
昭和63年 5月20日 愛媛県指令河第 274 号
- 4 しゅん功認可年月日
平成16年11月19日

○愛媛県告示第2306号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成16年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	内子双海線	伊予郡双海町大字高岸甲1402番 1 地先から 同大字甲1342番 1 地先まで	旧	メートル 9 2 ~ 35 .0	キロメートル 0 .082	
			新	9 2 ~ 47 .2	0 .074	

○愛媛県告示第2307号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成16年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町伊方越1070番 2 から 同町伊方越1069番 2 まで	旧	メートル 3 5 ~ 4 3	キロメートル 0 .017	
			新	3 8 ~ 6 5	0 .017	

○愛媛県告示第2308号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成16年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町伊方越1070番 2 から 同町伊方越1069番 2 まで	平成16年11月19日

○愛媛県告示第2309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	無月宇和島線	宇和島市三浦東676番1から 同市三浦東新11番4まで	旧	メートル 6.0~27.4	キロメートル 0.349	
			新	12.2~52.0	0.349	

○愛媛県告示第2310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三間線	北宇和郡三間町大字務田737番10から 同大字731番まで	平成16年11月19日

○愛媛県告示第2311号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により、愛媛県において実施中の基幹道路の新設工事を次のとおり完了する。

平成16年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の管理者	道路の種類	路線名	工 事 区 間	工事の 種 類	工事の完了の日
長 浜 町	町 道	黒田大屋線	喜多郡長浜町大字黒田字大谷乙397番1から 同町大字晴海3番49まで	新 設	平成16年11月5日

○愛媛県告示第2312号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条第1項の規定により、愛媛県において実施中の基幹道路の改築及び新設工事を次のとおり完了する。

平成16年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の管理者	道路の種類	路線名	工 事 区 間	工事の 種 類	工事の完了の日
長 浜 町	町 道	黒田大屋線	喜多郡長浜町大字黒田字シロ甲425番7から 同字甲433番まで	改 築	平成16年11月5日
”	”	”	喜多郡長浜町大字晴海3番3から 同大字3番2まで	新 設	”

○愛媛県告示第2313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定

に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び今治市役所において告示の

日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成16年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 都市計画の種類及び名称

今治広域都市計画臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 今治市富田新港一丁目の全域並びに北浜町、美保町一丁目、美保町二丁目、美保町三丁目、片原町一丁目、片原町二丁目、片原町四丁目、恵美須町三丁目、天保山町一丁目、天保山町四丁目、東鳥生町一丁目、東鳥生町五丁目及び富田新港二丁目の各一部

- (2) 削除する部分 今治市大新田町一丁目及び天保山町五丁目の各一部

公 告

○公 告

愛媛県保育士試験の合格者について

平成16年度愛媛県保育士試験の合格者は、次のとおりである。

平成16年11月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

受 験 番 号	受 験 番 号	受 験 番 号	受 験 番 号
38040002	38040004	38040005	38040006
38040009	380400010	38040013	38040017
38040019	38040021	38040022	38040023
38040032	38040037	38040038	38040042
38040048	38040084	38040088	38040101
38040128	38040132	38040148	38040149
38040150	38040153	38040154	38040165
38040178	38040179	38040196	38040202
38040207	38040212	38040216	38040227
38040232			